令和８年12月定例会
議 案 参 考 資 料

八尾市道路占用料条例等の一部改正
新旧対照表

⑴　八尾市道路占用料条例の一部改正（第１条関係）

現　　行

別表（第３条関係）

占用物件			単位	占用料（円）
法第32条第１項第１号に掲げる工作物	電柱	電柱（変圧器を含む。）	１本につき１年	4,200
		略		略
		支線		830
	電話柱	略		略
		支柱		3,400
		支線柱		1,800
		支線		830
	略			略
	略			
	略		１個につき１年	略
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			4,900
	略			略
	その他のもの		占用面積１平方メートルにつき１年	4,900
法第32条第１項第２号に掲げる物件	略		長さ１メートルにつき１年	略
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			220
	略			略

改　正　案

別表（第３条関係）

占用物件			単位	占用料（円）
法第32条第１項第１号に掲げる工作物	電柱	電柱（変圧器を含む。）	１本につき１年	4,300
		略		略
		支線		840
	電話柱	略		略
		支柱		3,500
		支線柱		1,900
		支線		840
	略			略
	略			
	略		１個につき１年	略
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			5,000
	略			略
	その他のもの		占用面積１平方メートルにつき１年	5,000
法第32条第１項第２号に掲げる物件	略		長さ１メートルにつき１年	略
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			230
	略			略

	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		440
	略		略
	略	占用面積１平方メートルにつき１年	略
法第32条第１項第４号に掲げる施設	歩廊、雪よけその他これらに類するもの		4,900
法第32条第１項第５号に掲げる施設	略		略
	その他のもの		4,900
略			
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第７条第１号に掲げる物件	略		
	標識	１本につき１年	3,900
	略		
略			

備考　略

	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		450
	略		略
	略	占用面積１平方メートルにつき１年	略
法第32条第１項第４号に掲げる施設	歩廊、雪よけその他これらに類するもの		5,000
法第32条第１項第５号に掲げる施設	略		略
	その他のもの		5,000
略			
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第７条第１号に掲げる物件	略		
	標識	１本につき１年	4,000
	略		
略			

備考　略

⑵　八尾市法定外公共物管理条例の一部改正（第２条関係）

現　　行

別表（第６条関係）

占用物件			単位	占用料（円）
電柱、電線、変圧塔、公衆電話所その他これらに類する工作物	電柱	電柱（変圧器を含む。）	１本につき１年	4,200
		略		略
		支線		830
	電話柱	略		略
		支柱		3,400
		支線柱		1,800
		支線		830
	略			略
	略			
	略		１個につき１年	略
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			4,900
	略			略
	その他のもの		占用面積１平方メートルにつき１年	4,900
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	略		長さ１メートルにつき１年	略
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			220
	略			略
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			440
	略			略
	略		占用面積１平方メートルにつき	略
歩廊、雪よけその他これらに類するもの				4,900

改　正　案

別表（第６条関係）

占用物件			単位	占用料（円）
電柱、電線、変圧塔、公衆電話所その他これらに類する工作物	電柱	電柱（変圧器を含む。）	１本につき１年	4,300
		略		略
		支線		840
	電話柱	略		略
		支柱		3,500
		支線柱		1,900
		支線		840
	略			略
	略			
	略		１個につき１年	略
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			5,000
	略			略
	その他のもの		占用面積１平方メートルにつき１年	5,000
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	略		長さ１メートルにつき１年	略
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			230
	略			略
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			450
	略			略
	略		占用面積１平方メートルにつき	略
歩廊、雪よけその他これらに類するもの				5,000

地下街、地下室、通路その他これらに類する施設	略	1年	略
	その他のもの		4,900
略			
看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ	略		
	標識	1本につき1年	3,900
	略		
略			

備考　略

地下街、地下室、通路その他これらに類する施設	略	1年	略
	その他のもの		5,000
略			
看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ	略		
	標識	1本につき1年	4,000
	略		
略			

備考　略

⑶　八尾市準用河川の占用料の徴収等に関する条例の一部改正（第３条関係）

現　　行

別表（第２条関係）

占用物件			単位	占用料（円）
電柱、電線、変圧塔、公衆電話所その他これらに類する工作物	電柱	電柱（変圧器を含む。）	1本につき1年	4,200
		略		略
		支線		830
	電話柱	略		略
		支柱		3,400
		支線柱		1,800
		支線		830
	略			略
	略			
	略		1個につき1年	略
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			4,900
	略			略

改　正　案

別表（第２条関係）

占用物件			単位	占用料（円）
電柱、電線、変圧塔、公衆電話所その他これらに類する工作物	電柱	電柱（変圧器を含む。）	1本につき1年	4,300
		略		略
		支線		840
	電話柱	略		略
		支柱		3,500
		支線柱		1,900
		支線		840
	略			略
	略			
	略		1個につき1年	略
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			5,000
	略			略

	その他のもの	占用面積１平方メートルにつき１年	4,900
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	略	長さ１メートルにつき１年	略
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		220
	略		略
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		440
	略		略
	略	占用面積１平方メートルにつき１年	略
歩廊、雪よけその他これらに類するもの			4,900
地下街、地下室、通路その他これらに類する施設	略		略
	その他のもの		4,900
略			
看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ	略		
	標識	１本につき１年	3,900
	略		
略			

備考　略

	その他のもの	占用面積１平方メートルにつき１年	5,000
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	略	長さ１メートルにつき１年	略
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		230
	略		略
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		450
	略		略
	略	占用面積１平方メートルにつき１年	略
歩廊、雪よけその他これらに類するもの			5,000
地下街、地下室、通路その他これらに類する施設	略		略
	その他のもの		5,000
略			
看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ	略		
	標識	１本につき１年	4,000
	略		
略			

備考　略

⑷　八尾市都市公園条例の一部改正（第４条関係）

現　　行

別表第１・別表第２　略

別表第３

１　略

２　公園の占用料

占用物件			単位	占用料（円）
法第７条第１項第１号に掲げる物件	電柱	電柱（変圧器を含む。）	１本につき１年	4,200
		略		略
		支線		830
	電話柱	略		略
		支柱		3,400
		支線柱		1,800
		支線		830
	略			略
	略			
	略		１個につき１年	略
	変圧塔その他これに類するもの			4,900
法第７条第１項第２号に掲げる物件	水道管、下水道管及びガス管	略	長さ１メートルにつき１年	略
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		220
		略		略
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		440
		略		略
	略		占用面積１平方メートルにつき１年	略
法第７条第１項第３号に掲げる物件	略			略
	その他のもの			4,900
法第７条	略		１個につき１年	略

改　正　案

別表第１・別表第２　略

別表第３

１　略

２　公園の占用料

占用物件			単位	占用料（円）
法第７条第１項第１号に掲げる物件	電柱	電柱（変圧器を含む。）	１本につき１年	4,300
		略		略
		支線		840
	電話柱	略		略
		支柱		3,500
		支線柱		1,900
		支線		840
	略			略
	略			
	略		１個につき１年	略
	変圧塔その他これに類するもの			5,000
法第７条第１項第２号に掲げる物件	水道管、下水道管及びガス管	略	長さ１メートルにつき１年	略
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		230
		略		略
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		450
		略		略
	略		占用面積１平方メートルにつき１年	略
法第７条第１項第３号に掲げる物件	略			略
	その他のもの			5,000
法第７条	略		１個につき１年	略

第１項第４号に掲げる物件	公衆電話所		4,900
令第12条第２項第１号に掲げる物件	標識	１本につき１年	3,900
略			

備考　略

３　略

別表第４　略

第１項第４号に掲げる物件	公衆電話所		5,000
令第12条第２項第１号に掲げる物件	標識	１本につき１年	4,000
略			

備考　略

３　略

別表第４　略